

令和6年度与党税制改正大綱～その1～

Q：令和6年度与党税制改正大綱について、中小企業税制を中心に主な改正内容を教えてください。

A：賃上げ促進と国内投資促進を重視

1.賃上げ促進税制の改正

①改正内容（中小企業等に該当部分のみ解説）：

- 1) 上乗せ措置見直しにより最大税額控除率 40%から 45%に拡張。また当期税額から控除できなかった額は、5年間繰越可能として適用期限を3年延長します。
- 2) 外形標準課税適用の中小企業等は、雇用者給与等支給額が前年度より 1.5%以上増加する場合、付加価値割課税標準から雇用者給与等支給額増加額を控除可能。

②適用時期：令和6年4月1日～令和9年3月31日開始事業年度（個人は令和7年度～令和9年度）

（図表1）

項目		現行	改正案
控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の前期からの増加額	
控除率	基本	雇用者全体の給与総額：前期比1.5%以上増	
	上乗せ	①雇用者全体の給与総額：前期比2.5%以上増	
		②教育訓練費：前期比 5% （現行：10%）以上増 かつ、当期の雇用者全体の給与総額×0.05%以上	
		③ 女性活躍・子育て支援【新設】 ※「くるみん以上」または「えるぼし2段階目以上」	
最大	40%	45%	
控除上限		法人税額×20%	
中小企業の繰越控除		—	控除しきれない場合、5年間の繰越控除【新設】

《実務上のポイント》

- ・繰越控除の新設により、**赤字の年度**でも賃上げ促進税制への対応が必要となる。
- ・一定程度の教育訓練費を確保するため、給与総額の0.05%以上の増加要件が追加された。**教育訓練費が少ない場合は5%以上増加しても上乗せが使えない点**に注意

持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除をする年度は**雇用者全体の給与総額の前期比増加**が要件

2.中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

①改正内容：M&A後の損失に備える現行制度を3年延長。さらに複数の中小企業を子会社化する成長意欲ある中堅・中小企業を支援するため、複数回のM&Aで株式取得価額の最大100%の損金算入が可能になります。

（図表2）

	根拠法	適用時期	計画認定要件	出資額要件	積立て上限	据置期間	取崩し	除外要件【追加】
① 現行制度	中小企業等経営強化法	～R9.3.31 (3年延長)	経営力向上計画の認定	10億円以下	株式の取得価額の70%	5年間	5年均等	一定の表明保証保険契約締結時は対象外 ※事後でも取崩し事由に
② 新制度	産業競争力強化法	改正法の施行日 ～R9.3.31	特定事業再編計画(仮称)の認定	1億円以上 100億円以下	1社目90% 2社目以降100%	10年間		

②留意点：株式取得価額のうち積立て上限額まで損金算入され据置期間後の5年間で均等取崩しとなります。

令和6年1月
税理士法人石井会計